

役員名簿 2024年度

評議員	有元年信	姫路市
	吉井義峰	姫路市
	寺岡広説	神崎郡
	古川清弘	日野郡
	清瀬尚子	姫路市
	関 淳道	多可郡
	林 侃道	姫路市
選任解任委員	戸部美智子	姫路市
	岩田朱菜	姫路市
	三木充信	姫路市
理事	岩田昌三	姫路市
	井澤克充	姫路市
	永浜秀子	姫路市
	中西秀一	姫路市
	虎山昌子	多治見市
	中野光明	姫路市
監事	高倉慧喜	加西市
	戸部美智子	姫路市

役員及び評議員の報酬に関する規定

(目的及び意義)

第1条 この規定は、社会福祉法人花園福祉会（以下「この法人」という。）の定款第8条並びに第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関する必要な事項を定める事を目的とする。

(定義等)

第2条 この規定に置いて、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受け取る財産等利益及び退職慰労金であつて、その名称の如何を問わない。

(報酬等の支給)

第3条 役員等の報酬は、定款第8条並びに第21条の定めるとおり無報酬とする。

(改廃)

第4条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第5条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。